

広島県告示第六百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 広谷福祉会	広島県府中市 広谷町三九一 番地	セイフティー 信和デイサー ビスセンター	広島県府中市 高木町一三三 一三番地	介護予防通 所介護	平成二五年 七月三十一日
有限会社西条 イン	広島県東広島 市西条本町二 番七号	デイサービス センターライ フ	広島県東広島 市西条本町二 番七号	介護予防通 所介護	平成二五年 七月三十一日
医療法人宥善 会前田医院	広島県東広島 市黒瀬町国近 三三五番地の 一	あゆみ通所介 護センター	広島県東広島 市黒瀬町国近 三三五番地の 一	介護予防通 所介護	平成二五年 七月三十一日